

## 読者の皆様へ

日頃より、弊社の書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが、「税理士 2013 年 8 月第 63 回試験予想ラストスパ  
ート模試消費税法」につきまして、誤りが判明いたしました。

お手数をおかけして申し訳ございません。

訂正表とともに、既にご解答いただいた場合に想定される「解答・解説」を参考資料として作成  
いたしました。

ご利用いただけましたら幸いです。

今後とも弊社の書籍をよろしくお願ひ申し上げます。

〔第二問〕〈解答〉

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
納税義務の有無の判定		<p>〔納税義務の有無の判定〕</p> <p>【設立事業年度】</p> <p>(1) 基準期間の判定 基準期間なし</p> <p>(2) 資本金の判定 20,000,000円 ≥ 10,000,000円 ∴ 納税義務あり</p> <p>【前々事業年度】</p> <p>(1) 基準期間の判定 基準期間なし</p> <p>(2) 資本金の判定 20,000,000円 ≥ 10,000,000円 ∴ 納税義務あり★</p> <p>【前事業年度】</p> <p>(1) 基準期間の判定 0円 ≤ 10,000,000円</p> <p>(2) 調整対象固定資産に係る判定 設立事業年度の期首資本金10,000,000円以上、かつ、設立事業年度に調整対象固定資産の課税仕入れを行っている ∴ 納税義務あり★</p> <p>【当課税期間】</p> <p>(1) 基準期間の判定</p> <p>① <math>(238,580,900円 - 68,016,782円 - 59,566,724円) \times \frac{100}{105} + 59,566,724円 = 165,278,527円</math></p> <p>② <math>(7,157,427円 - 1,841,452円 - 682,000円) - (7,157,427円 - 1,841,452円 - 682,000円) \times \frac{4}{105} \times \frac{125}{100} + 682,000円 = 5,095,310円</math></p> <p>③ ① - ② = 160,183,217円 &gt; 10,000,000円 ∴ 納税義務あり★</p>

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額	234,019,000円	<p>〔課税標準額の計算〕</p> <p><math>(314,254,700円 - 67,276,410円 - 1,320,000円) + 52,500円★ + 10,000円★ = 245,720,790円</math></p> <p><math>245,720,790円 \times \frac{100}{105} = 234,019,800円</math></p> <p>→ 234,019,000円 (千円未満切捨)</p>

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額に対する消費税額	9,360,760円	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕 $234,019,000円 \times 4\% = 9,360,760円$
控除過大調整税額	★ 16,161円	〔貸倒回収に係る消費税額の計算〕 $424,250円 \times \frac{4}{105} = 16,161円$

### III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	$\frac{299,401,928円}{370,044,980円}$	〔課税売上割合の計算〕 (1) 課税売上高 ① $234,019,800円 + 67,276,410円 + 1,320,000円 + 840,000円★ = 303,456,210円$ ② $5,479,825円 - 5,479,825円 \times \frac{4}{105} \times \frac{125}{100} + 1,848,400円 = 7,067,282円$ ③ ① - ② = 296,388,928円 (2) 非課税売上高 ① $71,853,200円 + (14,452円 + 82,500円★) + 100,000円★ = 72,050,152円$ ② 1,407,100円 ③ ① - ② = 70,643,052円 (3) 非課税資産の輸出等 $465,000円 + 248,000円★ + 800,000円★ + 1,500,000円 = 3,013,000円$ (4) 課税売上割合 $\frac{(1) + (3)}{(1) + (2) + (3)} = \frac{299,401,928円}{370,044,980円} = 0.809... < 95\%$ ∴按分計算が必要
控除対象仕入税額	5,154,718円	〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕 (1) 区分経理及び税額 ① 課税資産の譲渡等にのみ要するもの イ 課税仕入れ $(89,548,540円 - 135,000円 - 19,950,700円 - 798,000円 - 199,500円) + 2,988,187円★ + 26,918,000円 + 1,254,947円 + 1,897,340円$

区 分	金 額	計 算 過 程
		+300,000円+120,000円+829,000円 +150,000円★=102,922,814円 $102,922,814円 \times \frac{4}{105} = 3,920,869円$ □ 課税貨物 798,000円★ ハ 仕入返還等 (7,012,509円-1,500,000円-60,000円 -15,000円)+1,237,500円★=6,675,009円 $6,675,009円 \times \frac{4}{105} = 254,286円$ ニ 引取還付 60,000円 ② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 632,400円+238,800円★+1,600,000円+140,000円 +1,200,000円=3,811,200円 $3,811,200円 \times \frac{4}{105} = 145,188円$ ③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通し て要するもの 580,000円+(620,843円-150,000円)+716,625円★ +(7,968,188円-1,968,000円)+320,000円 +150,000円+(1,942,527円-352,000円) +(2,363,077円-190,500円)+(405,065円 -50,000円)+(467,775円-120,000円-140,000円) +5,040,000円+1,800,000円+682,000円 +8,000円★=20,093,600円 $20,093,600円 \times \frac{4}{105} = 765,470円$ ④ 合計 イ 課税仕入れ 102,922,814円+3,811,200円+20,093,600円 =126,827,614円 $126,827,614円 \times \frac{4}{105} = 4,831,528円$

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>□ 課税貨物 798,000円</p> <p>ハ 仕入返還等 254,286円</p> <p>ニ 引取還付 60,000円</p> <p>(2) 個別対応方式  <math>(3,920,869円 + 798,000円 - 254,286円 - 60,000円) + 765,470円 \times \frac{299,401,928円}{370,044,980円}</math>            =5,023,921円</p> <p>(3) 一括比例配分方式  <math>(4,831,528円 + 798,000円) \times \frac{299,401,928円}{370,044,980円}</math>  <math>- 254,286円 \times \frac{299,401,928円}{370,044,980円} - 60,000円</math>  <math>\times \frac{299,401,928円}{370,044,980円} = 4,300,542円</math></p> <p>(4) 有利判定            (2) &gt; (3) ∴ 5,023,921円</p>
		<p>[調整対象固定資産に係る税額控除の調整の計算等]</p> <p>(1) 調整対象固定資産の判定</p> <p>① 事務機  <math>2,835,000円 \times \frac{100}{105} = 2,700,000円 \geq 1,000,000円</math>            ∴該当する★</p> <p>② 弱視眼鏡調整用機材  <math>3,820,000円 \times \frac{100}{105} = 3,638,095円 \geq 1,000,000円</math>            ∴該当する</p> <p>(2) 著しい変動</p> <p>① 仕入れ等の課税期間の課税売上割合</p> <p>イ 課税売上高 0円</p> <p>ロ 非課税売上高 285,000円</p> <p>ハ 課税売上割合  <math>\frac{イ}{イ+ロ} = 0\%</math></p>

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>② 通算課税売上割合</p> <p>イ 課税売上高</p> $160,183,217円 + 200,230,958円 + 296,388,928円 = 656,803,103円$ <p>※</p> <p>※ ① <math>(281,664,600円 - 70,823,000円 - 60,126,150円) \times \frac{100}{105} + 60,126,150円 = 203,664,673円</math></p> <p>② <math>(5,393,000円 - 1,787,600円) - (5,393,000円 - 1,787,600円) \times \frac{4}{105} \times \frac{125}{100} = 3,433,715円</math></p> <p>③ ① - ② = 200,230,958円</p> <p>ロ 非課税売上高</p> $285,000円 + (68,016,782円 - 1,841,452円) + (70,823,000円 - 1,787,600円) + 70,643,052円 = 206,138,782円$ <p>ハ 非課税資産の輸出等</p> <p>3,013,000円 (通算課税売上割合の加算がある☆)</p> <p>ニ 通算課税売上割合</p> $\frac{イ + ハ}{イ + ロ + ハ} = \frac{659,816,103円}{865,954,885円} = 0.761\dots$ <p>ホ 変動差</p> $0.761\dots \geq 5\%$ <p>∴ 著しい変動に該当する(増加)★</p> <p>③ 調整税額</p> <p>イ 調整対象基準税額</p> $2,835,000円 \times \frac{4}{105} = 108,000円$ <p>ロ 調整税額</p> $108,000円 \times \frac{659,816,103円}{865,954,885円} = 82,290円$ <p>(加算調整)★</p> <p>(3) 転用</p> <p>① 調整対象税額</p> $3,820,000円 \times \frac{4}{105} = 145,523円$

区 分	金 額	計 算 過 程
		② 調整税額 $145,523円 \times \frac{1}{3} = 48,507円$ ★(加算調整) 平成23年2月20日から平成25年12月6日 ∴ 2年超3年以内 [控除対象仕入税額の計算等] $5,023,921円 + 82,290円 + 48,507円 = 5,154,718円$
売上げの返還等対 価に係る税額	★ 208,755円	[売上げの返還等対価に係る税額の計算] $5,479,825円 \times \frac{4}{105} = 208,755円$
貸倒れに係る消費 税額	★ 60,609円	[貸倒れに係る消費税額の計算] $1,343,000円 + 248,000円 = 1,591,000円$ $1,591,000円 \times \frac{4}{105} = 60,609円$
控 除 税 額 小 計	5,424,082円	[控除税額小計の計算] $5,154,718円 + 208,755円 + 60,609円 = 5,424,082円$

#### IV 差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	☆3,952,800円	[差引税額の計算] $(9,360,760円 + 16,161円) - 5,424,082円 = 3,952,839円$ $\rightarrow 3,952,800円$ (百円未満切捨)

配点： ★ 1つにつき2点

☆ 1つにつき1点 【合計50点】

<解説>

1 納税義務の有無の判定(法9①、法12の2①)

(1) 設立事業年度及び前々事業年度

設立事業年度及び前々事業年度については、基準期間がなく、かつ、その事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上であるため、「基準期間のない法人の納税義務の免除の特例」が適用され、納税義務は免除されません。

(2) 前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

基準期間がなく、かつ、その事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上である法人(新設法人)が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。)中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、納税義務は免除されません。

(3) 当課税期間(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

基準期間における課税売上高により納税義務の有無を判定します。

<新設法人の場合の納税義務の規定の適用関係>

納税義務の判定は、多種多様な判定基準があり、総合問題においては、各規定を網羅した複合的な出題が考えられます。そこで、判定の順序及び適用課税期間(事業年度)を正確に押さえる必要があります。

判定基準	設立事業年度	翌事業年度	翌々事業年度	翌々々事業年度
基準期間 (法9①)	× *01)	× *01)	○	○
特定期間 (法9の2)	× *02)	○	○	○
事業承継に関する 特例(法10, 11, 12)	○	○	○	× *03)
新設法人 (法12の2①)	○	○	×	×
調整対象固定資産 (法12の2②)	× *04)	× *04)	○ *05)	○ *06)

\*01) 基準期間がないため、判定を行いません。

\*02) 特定期間がないため、判定を行いません。なお、本規定は平成25年1月1日以後開始する課税期間より適用されるため、判定する事業年度が適用事業年度であるか否かを注意しましょう。

\*03) 分割等があった場合の新設分割子法人の判定において、特定要件に該当する場合には適用されます。

\*04) 新設法人の特例(法12の2①)の適用を受ける課税期間であるため、適用がありません。

\*05) 設立事業年度又は翌事業年度のいずれかで調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っている場合に適用されます。

\*06) 翌事業年度で調整対象固定資産の購入している場合に適用されます。なお、設立初年度に調整対象固定資産を購入している場合には、この事業年度での適用はありません。



## 2 課税標準額の計算

### (1) 事業分量配当金

協同組合等から事業者が収受する事業分量配当金のうち課税仕入れの分量等に応じた部分の金額は、仕入れに係る対価の返還等に該当しますが、本間のように実質が販売代行による手数料であるものは課税売上げに該当し、仕入れに係る対価の返還等には該当しません。

### (2) 車両の売却代金

廃材としての売却に係る対価であるため課税売上げに該当します。

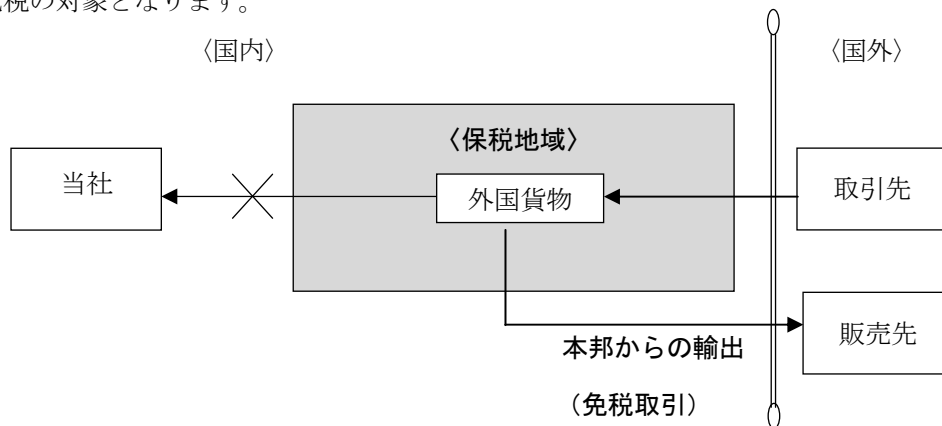
[課税標準額の内訳]	
ブランド眼鏡に係る売上高	245,658,290円＝314,254,700円－67,276,410円－1,320,000円
事業分量配当金	52,500円
車両売却代	10,000円
合計	245,720,790円

## 3 課税売上割合の計算

### (1) 課税売上高の計算

#### ① 国外で購入した貨物を国内の保税地域を経由して国外へ譲渡した場合（基通7-2-3）

国外で購入した貨物を国内の保税地域に陸揚げし、輸入手続を経ないで再び国外へ譲渡する場合には、外国貨物の積みもどしの規定により内国貨物を輸出する場合の手続規定が準用され輸出免税の対象となります。



#### ② B社の国外支店に納品したもの

本邦からの輸出に該当するため、免税取引に該当します。なお、この場合に輸出免税の適用要件は輸出許可書等の保存であるため、代金の決済が国内で行われている場合であっても免税の適用を受けることは可能です。

#### ③ 外国法人D社への紹介料（令17②七）

国内での紹介を行った際の紹介料であるため、国内取引に該当し、D社が非居住者であることから非居住者に対する役務の提供に該当し、免税取引となります。

[課税売上高の内訳]	
課税標準額(千円未満切捨前)	234,019,800円
輸出売上高	67,276,410円
B社の国外支店へ納品したもの	1,320,000円
D社への紹介料	840,000円
売上返還等	△7,067,282円
合 計	296,388,928円

(2) 非課税売上高の計算

① 弱視眼鏡の販売（令14の4①）

「身体障害者用物品」とは、福祉用具等のうち消費税法で非課税物品として定めるものをいい、これは、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したもののみを指します。具体的には義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人口喉頭、車椅子等が該当します。

なお、問題を解く上では、「身体障害者用物品」という表現が用いられている場合には非課税の対象となる物品と考えます。

② 外貨預金の利息

外国銀行の国内における支店は、非居住者には該当しないため、国内における利息の受け取りであることから非課税取引に該当します。

なお、外貨預金は、預金の通貨単位が円建てではなく外貨で行われているだけで、取引の判定には影響されないことに注意が必要です。

③ 合同会社等の出資持分の譲渡

合同会社等の出資持分の譲渡は、有価証券等の譲渡に該当するため非課税取引となります。

なお、出資持分の譲渡については、課税売上割合の計算上、譲渡対価の5%相当額ではなく、譲渡対価の全額を非課税売上高に算入することに注意しましょう。

④ 身体障害者用物品に係る売上値引及び戻り高(非課税売上返還等)

非課税売上高の計算上、控除します。

[非課税売上高の内訳]	
弱視眼鏡の販売	71,853,200円
預金利息	14,452円
外貨預金利息	82,500円
出資持分の譲渡	100,000円
売上返還等	△1,407,100円
合 計	70,643,052円

(3) 非課税資産の輸出等の計算

① 弱視眼鏡の受託修理（令14の4②）

弱視眼鏡の修理は、非課税として規定される修理に該当し、非居住者に対する役務の提供で国内において直接便益を享受するものではないことから、非課税資産の輸出の規定が適用されます。

② 外国法人社債の償還差益（令17③）

外国法人（非居住者）の発行した社債に係る利息の受取りであるため非課税資産の輸出の規定が適用されます。

③ 譲渡性預金の利息（令48③）

本問の譲渡性預金の利息は、買現先取引に係る差益に該当します。買現先取引は一定期間後に一定の価格で同一銘柄の債券等を売り戻すことをあらかじめ約定した債券等の購入に係る取引をいい、購入価格と売戻し価格があらかじめ決定されているため、売買の形式をとっていますが、実質的には債券等を担保とした金銭の貸付けに該当します。

したがって、課税売上割合の計算においては、売り戻しに係る対価のうち、利息相当額を非課税売上げに計上します。

また、外国法人の発行した債券等に係る利息の受取りであるため、非課税資産の輸出の規定が適用されます。

④ 海外営業所に移送した機材(令51③④)

国外移送した資産の価額(本船甲板渡し価格)を課税売上割合の計算上、課税売上高に加算します。

[非課税資産の輸出等の内訳]

弱視眼鏡の受託修理	465,000円
償還差益	248,000円
譲渡性預金の利息	800,000円
海外営業所に移送した機材	1,500,000円
合計	3,013,000円

4 控除対象仕入税額の計算

(1) 課税資産の譲渡等によるのみ要するもの

① 課税仕入れ

イ 材料仕入高、通勤手当、外注工賃

製造原価に含まれる費用のうち課税仕入れに該当するものは、製品（ブランド眼鏡）の製造に直接要する費用であることから課税資産の譲渡等によるのみ要する課税仕入れに該当します。

ロ 保税地域における外注工賃（令17②四）

外国貨物に係る役務の提供で輸出取引等の範囲に含まれるものは、外国貨物に係る荷役、運送、保管等の貨物の輸出入に係る役務の提供に限られるため、本問の外注工賃は保税地域内で行われていたとしても輸出取引等には該当しません。

#### ハ 商標権の使用料

2以上の国で登録している商標権の貸付けの国内取引の判定は、登録した機関の所在地ではなく、貸付けを行う者の住所地が国内にあるか否かにより判定します。本間の場合貸付けを行うE社が非居住者であるため国外取引に該当し、仕入税額控除の対象にはなりません。

#### ニ 信用調査に係る情報提供料

甲社の製品の販売先のうち海外との取引が行われているものは、ブランド眼鏡に関する輸出販売のみであることから、当該信用調査に係る情報提供料は、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当します。

#### ホ 譲渡性預金証書媒介手数料（法31①）

上記3(3)③より、譲渡性預金証書の譲渡が非課税資産の輸出取引に該当するため、その譲渡に係る課税仕入れは、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当します。

##### [課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れの内訳]

材料仕入れ	68,465,340円＝89,548,540円－135,000円－19,950,700円 －798,000円－199,500円
通勤手当(製造原価)	2,988,187円
外注工賃	26,918,000円
経費(課税仕入れ)	1,254,947円
ブランド眼鏡の国内運賃	1,897,340円
LED蛍光灯リース料	300,000円
組立用機材修繕費	120,000円
信用調査に係る情報提供料	829,000円
譲渡性預金証書媒介手数料	150,000円
合 計	102,922,814円

#### ② 仕入返還等(基通12-1-8)

##### [仕入返還等の内訳]

材料値引及び戻し高(当期)	5,437,509円＝7,012,509円－1,500,000円－60,000円－15,000円
材料値引及び戻し高(前期)	1,237,500円
合 計	6,675,009円

(2) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの

① 弱視眼鏡の国内運賃、リース料、広告宣伝費、修繕費、倉庫家賃

身体障害者用物品に係る資産の譲渡等は、非課税取引に該当するため、その資産の譲渡等に係る課税仕入れは、その他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに該当します。

[その他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの内訳]	
弱視眼鏡の国内運賃	632,400円
弱視眼鏡のショーケースのリース料	238,800円
弱視眼鏡の通販サイト作成料	1,600,000円
弱視眼鏡調整用機材修繕費	140,000円
弱視眼鏡の倉庫家賃	1,200,000円
合 計	3,811,200円

(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

① 通勤手当(販売費及び一般管理費)、福利厚生費等

対応関係が明確に区分されないため、問題文の指示により課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに区分します。

② 福利厚生費

祝い金、見舞金是对価性がないため課税仕入れとなりません。

③ 海外出張のための旅費・日当・滞在費(基通11-2-1)

海外出張のために支給する旅費、宿泊費及び日当等は、国際運賃や国外での資産の譲渡等に該当するため、原則として課税仕入れに係る支払対価に該当しません。

④ 会社案内作成料、求人広告掲載料

対応関係が明確に区分されないため、問題文の指示により課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに区分します。

⑤ 国際電話料金、国際郵便(法7①三)

国際電話料金、国際郵便は、輸出取引等に該当するため、課税仕入れとなりません。

⑥ 海外営業所で支出した消耗品費

国外取引に該当するため、課税仕入れとなりません。

⑦ 本社事務所兼製造工場に係る修繕費、家賃

本社事務所に係るものであるため、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当します。

⑧ 税理士報酬

国内における役務の提供に該当するため、課税仕入れに該当します。また、対応関係が明確に区分されないため、本文の指示より課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当します。

⑨ リサイクル料金

車両の購入時に支払うリサイクル料金は、廃車の際のエアバック等の処理費用として使用するため、預託金として廃車時まで資金管理団体に預託され、廃車の際に預託金を取り崩し、これらの費用に充当します。したがって、リサイクル料金の支払い時ではなく、廃車時の課税仕入れに該当します。なお、本問のリサイクル料金に関する課税仕入れの区分は、車両の使用目的によるため、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに該当します。

[課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの内訳]

通勤手当	580,000円
福利厚生費	470,843円=620,843円-150,000円
空気清浄機リース料	716,625円
旅費交通費	6,000,188円=7,968,188円-1,968,000円
会社案内の作成料	320,000円
求人広告掲載料	150,000円
通信費	1,590,527円=1,942,527円-352,000円
消耗品費	2,172,577円=2,363,077円-190,500円
交際費	355,065円=405,065円-50,000円
修繕費	207,775円=467,775円-120,000円-140,000円
本社事務所兼製造工場の家賃	5,040,000円
税理士報酬	1,800,000円
その他の費用（課税仕入れ）	682,000円
リサイクル料	8,000円
合計	20,093,600円

5 調整対象固定資産の計算

(1) 著しい変動

① 調整対象固定資産の判定

調整対象固定資産は、課税仕入れに係る支払対価の額の105分の100に相当する金額又は保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額が一の取引単位につき100万円以上のものをいいます。本問の事務機は、資産の譲渡とされるリース取引であるため、リース料総額が購入時の課税仕入れに係る支払対価の額となります。したがって、当該事務機は課税仕入れに係る支払対価の額が100万円以上であり、調整対象固定資産に該当します。

② 第3年度の課税期間(法33②)

第3年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間をいいます。本問では、設立事業年度が仕入れ等の課税期間となり、当該課税期間開始の日（平成23年2月20日）から3年を経過する日（平成26年2月19日）の属する課税期間が当課税期間になるため、当課税期間において著しい変動の調整を行います。

③ 変動率(基通12-3-2)

仕入れ等の課税期間において課税資産の譲渡等の対価の額がなく、仕入れ等の課税期間の翌課税期間から第3年度の課税期間までの期間においては課税資産の譲渡等の対価の額がある場合には、通算課税売上割合が5%以上であれば、著しい増加に該当します。

これは、仕入れ等の課税期間において課税資産の譲渡等の対価の額がない場合には、課税売上割合がゼロになってしまい、変動率が算定されず、変動差のみで判定するからです。

(2) 転用

非課税業務用から課税業務用への転用 (法35①)

本間における弱視眼鏡の調整用機材は、海外営業所における修理用機材として使用するため移送されています。ここで、問題文から海外営業所がブランド眼鏡の海外での直接取引のために設けられた営業所であることがわかるため、課税資産の譲渡等に係る業務の用に用途変更されていることとなり、当該用途変更が機材の購入時から3年以内に行われていることから非課税業務用から課税業務用への転用の調整を行うこととなります。

6 貸倒れに係る消費税額

非課税売上げには消費税が課されていないため、そもそも控除すべき税額が含まれていません。そのため、この売上げに係る債権が貸し倒れても貸倒れに係る消費税額の控除の規定を適用しません。また、貸付金に係る貸倒れについても同様に適用しません。

〈参考〉

本間における取引の流れを図にすると、次のとおりとなります。

